

林野財産区をめぐるガバナンスの多様性と変容 —山梨県と和歌山県の事例から—

○浅井美香（一橋大院）・齋藤暖生（東大演習林）・泉 留維（専修大）・山下詠子（東大院）

課題と方法

持続可能な発展という観点からコモンズや社会関係資本が注目されている。日本では、その実態をもつ形態として財産区がある。財産区は入会財産に起源を持つ。また特別地方公共団体であるため公的なコントロールを受けやすい。様々なレベルの公共性に基づき、市町村、財産区機関（管理会など）、地域住民が関与する。平成の大合併は市町村と財産区の関係を変化させている。本報告はこの時期に着目して、財産区の運営の実態とその変容を把握することを課題とする。調査は山梨県、和歌山県、長野県、神奈川県計 22 市町村で実施した。市町村と財産区の関係からみて典型例と思われる事例を中心に紹介する。

調査の結果

山梨県南部町富沢財産区は、その運営が地方自治体によって支えられている例である。同区は、2003 年、旧町有林を管理する目的で設置された。1,000ha（実測面積）を所有する。施業は森林組合に委託し、管理会委員は林内巡視や林道の草刈作業をする。町は、林内巡視を崩落・土石流の回避や不法投棄の防止に寄与し、また他の町民も財産区内の遊歩道を利用することから、財産区の財産により町民も便益を得ると考えている。町は森林環境の管理主体として財産区を評価し、財産区の運営費として毎年 250 万円を交付している。

山梨県富士吉田市大明見財産区は、その機能が形骸化しつつある例である。1980 年まで地域住民による共同作業を実施していた。しかし現在、財産区の存在を知らない区民も多い。市行政で財産区を担当する職員は 3、4 年に 1 度異動するため、山林の実態について詳しくない。このため、収益の使途は、行政実例を参考にして山林管理に限定している。

和歌山県田辺市四村川（よむらがわ）財産区は林野ではなく温泉を主な財産としているが、平成の大合併が財産区の運営に大きな影響を与えた例である。平成になった頃から財産区のある地区が温泉の収益によって公共施設整備の際に優遇されることに対して疑問が示された。合併後、田辺市は収益の使途を財産管理に限定した。このことは、財産区の財産は地区のものであるという住民意識を希薄にさせ、役員のみになり手がなくなった。

まとめと考察

財産区では、収益の地元部落等への還元により、地域住民や役員の資源管理への積極的な関与が維持されてきた。しかし、「市町村の一体性をそこなわない」という財産区の基本原則や、行政実例を重視する市町村の立場から、収益の使途が制限される状況がある。特に平成の大合併では、新設や解散などの組織の変更は少ないものの、市町村による収益の使途の限定など運用面の変化が進行している。地方自治行政の観点からはこの変化は評価できるかもしれないが、コモンズや社会関係資本という観点からは大きな問題を有する。今後、実態を踏まえて、財産区のあり方について再検討が必要となるだろう。

（連絡先：浅井美香 ed062002@g.hit-u.ac.jp）